

税タイムス

発行 公益社団法人 厚木法人会
 (厚木市・愛川町・清川村)
 編集 税タイムス実行委員会
 厚木市栄町一丁目16番15号

あなたの税金は こんなところにいる

新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策

現在、世界中が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、日常生活のみならず、企業や個人事業主等の事業活動に多大な影響を及ぼしています。昨年の緊急事態宣言をはじめ、全国の学校等に臨時休校の要請、各種催物やイベント等の中止、自粛など、社会経済に甚大な影響がもたらされました。新型コロナウイルス感染症の累計感染者数は、日本国内で15万人を超え、神奈川県内で1万2700人以上、厚木市・愛川町・清川村では370人以上(令和2年12月1日現在)となっており、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況におかれています。

政府の緊急経済対策は、(1)感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、(2)雇用の維持と事業の継続、(3)次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、(4)強靱(きょうじん)な経済構造の構築、(5)今後の備え、の5本柱から編成されています。一連の緊急経済対策(第1次補正予算と第2次補正予算を含む)は、事業規模233.9兆円程度と過去に例のない規模となっています。

主な各種支援としては、病床の確保や医療機器導入の支援、治療薬やワクチン等の開発支援をはじめ、世帯や個人の方に特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、納税猶予・公共料金の支払猶予など。中小・小規模事業者等の方に持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い密閉空間
 ②多数が集まる密集場所
 ③間近で会話や発声をする密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろった場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!
 ※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 厚木市 コロナ 検索

ものしITAX

【酒税】

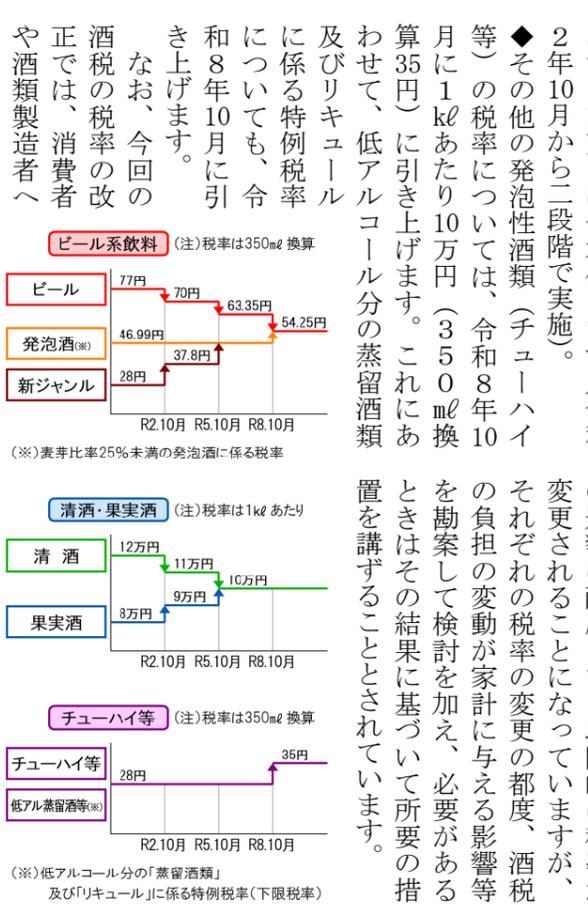
私たちの生活の中で身近な税金の一つに酒税があります。酒税とは、酒類に課せられる税金のことです。お酒の種類、原料、原料の比率、アルコール度数などにより税率が分けられています。

酒税法において酒類とはアルコール分1度以上の飲料をいい、その酒類は、①発泡性酒類(ビール、発泡酒など)、②醸造酒類(清酒、果実酒など)、③蒸留酒類(ウイスキー、ブランデー、焼酎など)、④混成酒類(リキュールなど)の4つに大きく分類することができます。

この酒税法は、類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、税収中立の下、令和2年10月に第一段階として改正が実施されました。具体的には、次のとおりになります。

◆ビール系飲料の税率については、令和8年10月に1ℓあたり15万5000円(350ml換算54.25円)に一本化します(令和2年10月から第三段階で実施)。

◆醸造酒類(清酒、果実酒等)の税率については、令和5年10月に1ℓ



法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税制改正に関する提言活動を行っています。令和2年度の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長など法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

《法人課税》

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置
 - ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。
 - ・なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
2. 交際費課税の適用期限延長
 - ・交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

《消費課税》

1. 消費税の確定申告書の提出期限
 - 【法人会提言】
 - ・消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内(現行2か月以内)とする。
 - ・なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。
 - 【改正の概要】
 - ・法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を1か月延長する。
2. 電子申告
 - 【法人会提言】
 - ・国税電子申告(e-Tax)の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(e-Local Tax)とのシーム連携を図る必要がある。
 - 【改正の概要】
 - ・振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。

《その他》

1. 地方のあり方
 - 【法人会提言】
 - ・地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
 - 【改正の概要】
 - ・地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されます。また、雇用促進に係る税制措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額が拡充されます。

厚木税務署からのお知らせ

令和2年分の所得税等の確定申告
■パソコンやスマホで作成できます!

新型コロナウイルス感染症防止の観点から、ご自宅等からのe-Tax

(電子申告)をご利用ください。
パソコンやスマートフォンで「国

税庁ホームページ」へアクセスすれば、簡単に申告書が作成できます。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方も、事前に税務署で本人確認の上、「IDとパスワード」の発行を受ければ、e-Taxによる電子送信が可能です。



スマホからも e-Tax で送信できます!

『作成コーナー』にアクセス!

話のネタに!

【マイナンバー制度】

平成27年10月以降、国民一人ひとりにマイナンバー(個人番号)が通知されました。申請により交付されるマイナンバーカード(プラスチック製)を作成することで色々と利便性が向上します。カードには、本人の顔写真、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)が記載され、ICチップには電子証明書の機能を搭載しています。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービ



マイナンバーカード(見本)

ス、e-Tax等の電子証明書を利
用した電子申請等、様々なサ
ービスに利用できます。カ
ードの交付申請を行うと市
区町村から交付通知書(ハ
ガキ)が届き、必要書類を
持参して交付窓口へ受け取
りに行きます。なお、交付
の際には暗証番号を設定
しますので、事前に考
えておく必要があります。

- QRコードを利用したコンビニ納付
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」又はコンビニ納付用QRコード作成専用画面から、納付情報を入力し「QRコード」を作成することで、納付書の取得のため、税務署に向くことなく、お近くのコンビニで納付することができ
ます。
- 申告及び納税の期間
●所得税及び復興特別所得税
2月16日(火)～3月15日(月)
還付申告は2月15日(月)以前でも提出できます。
- 贈与税
2月1日(月)～3月15日(月)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税
1月4日(月)～3月31日(水)
- 申告書作成会場の開設期間
2月16日(火)～3月15日(月)
土、日及び祝日を除きます。
ただし、2月21日(日)及び2月28日(日)は開場しません。
- 申告書作成会場は、混雑(3密)回避のため入場制限を実施します。
申告書作成の受付は午後4時まで。
- 問合せ先 厚木税務署
電話(221)3261(代表)

市町村からのお知らせ

市町村民税・県民税の申告期限は3月15日までですので、お早めの申告をお願いします。

申告にあたっては、個人番号(マイナンバー)の記入と本人確認書類が必要となります。(1)または(2)いずれか必要となりますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

- (1) 個人番号カード(マイナンバーカード)
- (2) 個人番号通知カード+身元確認書類(写真表示の無い身元確認書類の場合は2点必要です。)

◆厚木市役所からのお知らせ

市民税・県民税申告書の受付会場は、市民税課(本庁舎2階5番窓口)のほか、市内15地区公民館を巡回して開設します。

申告が必要な方は、3月15日(月)までに必要書類を添付して、受付会場である市民税課又はお近くの公民館に提出されるか、市民税課宛に郵送していただきますようお願いいたします。また、今年からインターネット上で



法人会キャラクター「けんた」

申告書を作成し、電子で提出できるようにいたしました。例年、受付会場は大変混雑しますので、郵送又は電子での提出を推奨しています。

各公民館の受付の詳しい日程等については、市ホームページもしくは1月15日発行の広報あつぎ特別号「市民税・県民税申告お知らせ号」で確認をお願いします。

なお、不明な点については、市民税課までお問合せください。

問合せ先 厚木市役所市民税課
電話(225)2010(直通)

※所得税の確定申告の相談・申告等は、厚木税務署へお願いします。

【市税の納付方法について】
安心・便利で納め忘れのない口座振替のほかにコンビニ納付・ペイジー納付ができます。また、「ヤフー・公金支払い」のサイトを利用したクレジットカード納付もできます。

問合せ先 厚木市役所収納課
電話(225)2020(直通)

◆マイナンバー制度3つの目的

- ① 公平公正な社会の実現
(所得や他の行政サービスの受給状態を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困った方にきめ細やかな支援を行うことができます。)
- ② 国民の利便性の向上
(添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。)
- ③ 行政の効率化
(行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減

減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。)
昭和の時代は固定電話、平成の時代は携帯電話、スマートフォンが普及しました。令和の時代では、オンラインリモート、キャッシュレスが普及し始め、行政手続等も効率化を図るため年々進みつつあります。

昨年10月末の人口に対するマイナンバーカードの交付枚数率は、厚木市が約19%、愛川町と清川村は約22%です。この制度の目的や安全性が理解されていないがゆえの結果と思われるため、マイナンバー制度を理解し、近未来社会のために積極的にマイナンバーカードを申請しましょう。



●ぜいきんクイズ●

酒税につき、類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、税収中立の下、酒税改正が行われることになりました。酒税の税率の改正につき、①から③のうち誤っているものはどれでしょう?

- ① ビール系飲料の税率は令和8年10月に1ℓあたり10万円(350ml換算35円)に一本化される。
- ② 醸造酒類(清酒、果実酒等)の税率は、令和5年10月に1ℓあたり10万円に一本化される。
- ③ その他の発泡性酒類(チューハイ等)の税率は、令和8年10月に1ℓあたり10万円(350ml換算35円)に引上げられます。

【応募方法】

ハガキに答えと氏名、住所を明記のうえ、郵送で2月15日までに左記の応募先(厚木法人会)へお送りください。正解者の中から抽選で50名の方に粗品を進呈いたします。



●税の標語を募集中●

当会では、税について理解を深めていただくため「税の標語」を募集しています。この機会に税のことを考えてみてはいかがでしょうか。入賞者には記念品を贈呈いたします。是非ご応募ください。

《賞》
最優秀賞(1点)：会長表彰状及びクオカード1万円
優秀賞(1点)：クオカード5千円
佳作(3点)：クオカード3千円

【応募方法】

作品(一人一点)に、氏名、住所、電話番号を明記のうえ、郵送もしくはFAX、またはメールで3月末日までに左記の応募先(厚木法人会)へお送りください。

【応募先】

〒243-0017
厚木市栄町一丁目16番15号
公益社団法人 厚木法人会
電話(221)1055
FAX(222)3808
E-mail info@a-net.or.jp

国税の申告と納税は
e-Tax(イータックス)
地方税の申告と納税は
eLTAX(エルタックス)
申告と納税はインターネットで

◆清川村役場からのお知らせ

2月16日から3月15日まで(土・日・祝日等を除く)の間は、簡易な確定申告(給与・年金所得など簡易な申告のみ)の受付・相談も併せて行います。

問合せ先 清川村役場 税務住民課 課税係
電話(288)3859(直通)

【村税の口座振替の利用について】

村税などの納付は、便利な口座振替をご利用ください。お申し込みは、村指定の金融機関および役場で簡単に行えます。

問合せ先 清川村役場 税務住民課 収納係
電話(288)3859(直通)